

令和2年6月9日

加盟協会各位

公益社団法人 日本カーリング協会
会長 貝森 輝幸
総務委員長 松本 幸彦
指導普及委員長 土屋 長雄

「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
公益社団法人 日本カーリング協会 カーリング指導普及活動用

1 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大によって、多くのアスリートやカーリング愛好者が社会的活動、競技大会、カーリングスクールなどの活動自粛を余儀なくされていると思います。

本ガイドラインは、「[新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)」（新型コロナウイルス感染症対策本部、令和2年3月25日決定、5月25日変更）（文献[1]）及び「[スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#)」（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、令和2年5月14日決定、5月29日改訂）（文献[2]）を踏まえて、カーリング指導普及活動を再開するにあたっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点についてまとめたものです。

また、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しているため、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直す場合があることに留意してください。

2 カーリング指導普及活動について

本ガイドラインのカーリング指導普及活動とは、公益社団法人日本カーリング協会が主催するカーリングスクール及び指導普及イベント、公益財団法人日本スポーツ協会及び公益社団法人日本カーリング協会が主催する指導者養成講習会並びに各地域のカーリング協会が主催する講習会、体験指導、普及イベント等とします。

3 カーリング指導普及活動の再開の基本的な考え方

ここでは、カーリング指導普及活動の再開の基本的な考え方と、主催者、指導者、受講者及び施設における感染拡大予防のための留意点を示します。

ただし、カーリング指導普及活動が行われる都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷いが生じる場合は、開催地や施設が所在する都道府県の担当部局に相談してください。

(1) 緊急事態宣言が出されている時期

① 特定警戒都道府県に指定される都道府県

都道府県知事からの自粛要請等に基づき、カーリング指導普及活動はすべて中止又は延期とします。

②特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

都道府県知事からの自粛要請等に基づき、カーリング指導普及活動はすべて中止又は延期とします。

③緊急事態措置の対象とならない都道府県

全国的かつ大規模なカーリング指導普及活動はすべて中止又は延期としますが、参加人数が比較的少数で参加者が限定される地域のカーリング指導普及活動は、各都道府県知事の方針に反しない形であれば、地域の感染状況を踏まえ、適切な感染防止対策を講じた上で実施できることとします。この場合であっても、感染拡大への備えと「三つの密（密閉、密集、密接）」を回避するための対応が整わない場合は、中止又は延期するなど、慎重に対応しなければなりません。

(2) 緊急事態宣言が解除されたが引き続き警戒が必要な時期

緊急事態宣言の解除後は、各都道府県の方針において、適切な感染防止策が講じられることを前提に、スポーツイベント等の開催が段階的に緩和される移行期間となっています。全国的かつ大規模なカーリング指導普及活動は、引き続き中止又は延期としますが、参加人数が比較的少数で参加者が限定される地域のカーリング指導普及活動は、各都道府県知事の方針に反しない形であれば、地域の感染状況を踏まえ、適切な感染防止対策を講じた上で実施できることとします。この場合であっても、感染拡大への備えと「三つの密（密閉、密集、密接）」を回避するための対応が整わない場合は、中止又は延期するなど、慎重に対応しなければなりません。

(3) 新しい生活様式を踏まえた通常状態

上記の移行期間の終了後は、適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域のカーリング指導普及活動に加えて、全国的かつ大規模なカーリング指導普及活動も開催できることとします。ただし、初期段階は1シート指導者1名に対して受講者5名程度として「三つの密」に留意しながら実施し、「三つの密」を避ける行動が定着したと判断された段階で、1シートの受講生を10名程度に増やして実施することとします。（各施設の設備や収容状況等によって異なります。）

ただし、感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られる場合、各都道府県知事の要請等に基づき、中止、延期等の適切な対応をとらなければなりません。

4 カーリング指導普及活動の実施時の感染防止対策

(1) すべての参加者

すべての参加者は、以下の項目に該当する場合は、自主的に参加を見合わせてください。

ア. 体調がよくない場合（例：発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合）

イ. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ. 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 主催者の対応

①募集時の対応

主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることとします。これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する観点から、カーリング指導普及活動等への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり

得ることを周知します。

また、受講者の健康状態を把握するため、以下の事項を記載した書面を作成し、参加者に記入してもらうこととします。

ア. 氏名、年齢、住所、連絡先、(電話番号)

イ. イベント当日の体温

ウ. 咳、のどの痛みなど風邪の症状

エ. 平熱を超える発熱

オ. 臭覚や味覚の以上

カ. 体が重く感じる、疲れやすい等

②当日の対応

主催者は、カーリング指導活動が安全に実施されるよう、以下に留意します。

ア. 人と人が近くで対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

イ. 受付を行うスタッフにはマスクを着用させること。

ウ. 参加者がマスクを準備しているか確認すること。準備していない場合は主催者が提供すること。

エ. イベント開催中、「三つの密」、大声など避けるよう注意を促すこと。

オ. 受付や会場内にアルコール等の手指消毒剤を用意すること。

カ. カーリング指導普及活動の前後にカーリングストーン及びブルームのハンドルを消毒すること。

キ. 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。

(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。)

ク. 受講生がイベント開催中手洗いをこまめに行うよう声をかける。

(3) 指導者の対応

①指導前の対応

指導者は、日頃より健康管理に十分注意し、指導の2週間前から以下の事項の有無を確認して、異常がある場合は指導を控えてください。

ア. 平熱を超える発熱

イ. 咳、のどの痛みなど風邪の症状

ウ. だるさ、息苦しさ

エ. 臭覚や味覚の以上

オ. 体が重く感じる、疲れやすい

②指導当日の対応

指導者は以下に留意して指導します。

ア. マスクを着用すること。(マスクをしても講義、なるべく拡声器を使用)

イ. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

ウ. 参加者、スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)

エ. 指導中は大きな声で会話しないこと。

- オ. 指導中は受講者に対して「三つの密」を避けるよう注意を促すとともに、マスクを着用しているか確認すること。
- カ. 受講者が使用するストーン及びブラシはなるべく固定させること。
- キ. なるべくグローブを着用させ、他の受講者と肌が接触しないよう注意を促すこと。
- ク. マスク着用による疲労や熱中症のリスクを考慮し、こまめに休憩をとること。
- ケ. 指導の終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、又は感染が疑われる場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(4) 受講者の対応

①受講前の対応

受講者は、体調の確認のため、以下の事項を記載した書面を提出すること。

- ア. 氏名、年齢、住所、連絡先、(電話番号)
- イ. イベント当日の体温
- ウ. 咳、のどの痛みなど風邪の症状
- エ. 平熱を超える発熱
- カ. だるさ、息苦しさ
- キ. 臭覚や味覚の以上
- ク. 体が重く感じる、疲れやすい等

②受講当日の対応

- ア. マスクを持参すること。(マスクをしての受講、会話)
- イ. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ウ. 参加者、スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- エ. 受講中に大きな声で会話等しないこと。
- オ. 受講中は、常にマスクを着用するとともに「三つの密」を避けること。
※呼吸がしやすい低圧損のウレタン・スポンジ製マスクや布製マスクでも構わない。
※スウィーピング等、激しい運動時のマスク着用は十分な呼吸ができないため注意すること。
- カ. 新型コロナウイルス感染症が終息し安全が見込まれるときは、スウィーピング時はマスクを外してもよい。
- キ. イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合又は感染が疑われる場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(5) 施設の対応

カーリング指導普及活動におけるクラスター発生を回避するため、使用施設では以下の対策をとることとし、必要に応じて施設管理者等に協力をお願いしてください。

①洗面所 洗面所(トイレ)

参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ア. 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- イ. 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。

- ウ. トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- エ. 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- オ. トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。

②更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する必要があります。運動を行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することとし、必要に応じて施設管理者等に協力を依頼してください。

- ア. 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）
- イ. ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ウ. 室内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- エ. 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

③リンク、会議室

換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行う必要があります。換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気作業を行ってください。

（6）飲食

「三つの密」を回避した食事環境と、新しい生活様式に基づいた新しい様式による食事摂取を考え以下に配慮して行う。

- ア. 利用者間の距離をとるようにします。食事をする前は必ず手洗い、うがい、手指アルコール消毒を行うこと。また、食事前まではできるだけマスクを着用すること。
- イ. 主催者が提供する場合、提供者は手洗い、うがい、手指アルコール消毒を行い必ずマスク着用すること。
- ウ. 飲料についてはペットボトル、ビン、缶で提供すること。
- エ. 食品については大皿から取り分ける方式を避け、個人個人分けた物を提供すること。

（7）懇親会

「三つの密」を回避した食事環境と、新しい生活様式に基づいた新しい様式による食事摂取を考え以下に配慮して行うこと。

- ア. 利用者間の距離をとるようにします。食事をする前は必ず手洗い、うがい、手指アルコール消毒を行う。また、食事前まではできるだけマスクを着用すること。
- イ. 主催者が提供する場合、提供者は手洗い、うがい、手指アルコール消毒を行い必ずマスク着用すること。
- ウ. 乾杯はコップを接することなく、お酌は避けること。
- エ. 時間を決め、終了後は速やかに解散すること。

(8) その他の留意事項

カーリング指導普及活動の主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、開催当日に参加者より提出された情報について、1月以上保存しておくこととします。

また、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症した又は感染の疑いがあると報告があった場合は、開催地の都道府県等自治体の対処方針に従い適切に対処することとします。

【参考文献】

[1] 厚生労働省、新型コロナウイルス感染症対策本部、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、令和2年3月25日（令和2年5月25日変更）、

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>

[2] (公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン、令和2年5月14日（令和2年5月29日改訂）、

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline2.pdf>

本件に関するお問い合わせ先

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2

JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 504

公益社団法人 日本カーリング協会 事務局長 小高正嗣

TEL 03-5843-0371 FAX 03-5843-0372

MAIL info@curling.or.jp